

## 国立大学法人鳴門教育大学マスコットキャラクター取扱要項

〔 令和3年5月31日 〕  
〔 学 長 裁 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 キャラクターの基本原型は、別図1のとおりとする。

2 キャラクターの名称は、「なる ワン」(Naru One)とする。

3 基準色等については、別図2のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ鳴門教育大学マスコットキャラクター使用申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付して学長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本学が主催する事業の開催に使用するとき。
- (2) 本学の教職員及び学生が本学の広報活動に使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第4条 学長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を許可するものとする。

- (1) 本学及びキャラクターの公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 本学の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他学長が使用について不適切であると認めたとき。

2 前項の許可は、鳴門教育大学マスコットキャラクター使用(変更)許可書(別記様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。ただし、使用目的が商業利用であるときは、あらかじめ本学と申請者とが協議して定めるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 許可された用途のみに使用すること。
- ( 2 ) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡、又は転貸しないこと。
- ( 3 ) 使用するデザインは、基本原型を著しく逸脱しないこと。
- ( 4 ) 原則として、物品等には「鳴門教育大学マスコットキャラクター「なる ワン」  
又は「Naru One」の表記を付すること。
- ( 5 ) 許可後、速やかに物品等の完成品を学長に提出すること。ただし、完成品の提出  
が困難と認められる場合は、その写真をもって代えることができる。
- ( 6 ) その他使用の許可に当たって学長の指示する条件に従うこと。

( 許可内容の変更の申請 )

第 7 条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、鳴門  
教育大学マスコットキャラクター使用変更申請書(別記様式第 3 号)を学長に提出し、そ  
の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、鳴門教育大学マスコットキャラクター使用(変更)許可書(別記様式第  
2 号)をもって行うものとする。

( 使用許可の取消し )

第 8 条 学長は、第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、キャラクター  
の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に  
損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責を負わないものとする。

( 事務 )

第 9 条 キャラクターの使用に関する事務は、教務部入試課において処理する。

( その他 )

第 10 条 この要項に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、  
別に定める。

附 則

この要項は、令和 3 年 5 月 31 日から実施する。

(別図1)



(別図2)

【基準色等】

第1 マスコットキャラクターの色彩の呼称を次のように名付ける。

『キャラクターの耳、口、チョッキ、ボタン、ネクタイ等』については、

- ・ 緑色を Naru One Green
- ・ 青色を Naru One Blue
- ・ 朱色を soft yR

第2 基本色については、次のとおりとする。

(1) 『キャラクターの耳・チョッキ・ボタン』については、

緑色 (Naru One Green) が「Y 70 % + C 40 %」,

青色 (Naru One Blue) が「M 30 % + C 80 %」,

(2) 『口及びネクタイ』については、

朱色 (soft yR) が「Y70 % + M75 %」

(3) 『角帽の鳴門教育大学学章』については、

緑色 (Nature Green) が「Y 80 % + C 80 %」,

青色 (Utopia Blue) が「M 60 % + C 100 %」



年 月 日

鳴門教育大学マスコットキャラクター使用申請書

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

（申請者）

所 属：

住 所：

氏 名：

電話番号：

E-mail：

下記のとおり鳴門教育大学マスコットキャラクターを使用したいので、申請します。  
なお、使用に際しては、国立大学法人鳴門教育大学マスコットキャラクター取扱要項  
を遵守します。

記

1．使用目的

2．使用方法（レイアウト等、使用の概要がわかる参考資料を添付すること。）

3．使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4．使用場所

5．販売予定価格

有償（ 円）

無償

6．その他

マスコットキャラクターの使用に当たり、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても、当方で処理し、貴学又はその関係者に賠償の請求等は一切行いません。

年月日は和暦で記入すること。

年 月 日

鳴門教育大学マスコットキャラクター使用（変更）許可書

殿

国立大学法人鳴門教育大学長 印

年 月 日付けで申請のありました標記について，下記の条件を付して使用（変更）を許可します。

記

（許可の条件）

- 1．次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は，マスコットキャラクターの使用許可を取り消し，又は使用を停止させることがあります。
  - （1）本学及びマスコットキャラクターの公共性，中立性又はその品位を傷つけ，又は傷つけるおそれがあるとき。
  - （2）本学の正しい理解の妨げになり，又は妨げになるおそれがあるとき。
  - （3）法令又は公序良俗に反し，又は反するおそれがあるとき。
  - （4）特定の個人，政党，宗教団体等を支援し，又は公認しているような誤解を与え，又は与えるおそれがあるとき。
  - （5）その他学長が使用について不適切であると認められたとき。
- 2．マスコットキャラクターの使用にあたり，万一申請者若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は，申請者においてこれを処理するものとし，本学では一切その責を負いません

年月日は和暦で記入すること。

年 月 日

鳴門教育大学マスコットキャラクター使用変更申請書

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

（申請者）

所 属：

住 所：

氏 名：

電話番号：

E-mail：

年 月 日付けで許可を受けました国立大学法人鳴門教育大学マスコットキャラクターの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後